

## 災害の修繕、よく吟味を

ゲリラ豪雨や台風の頻発など、近年は家屋の損傷を伴うほどの異常気象が目立ちます。このような災害があった後は、自然災害を口実とした住宅関連の消費者トラブルも増える傾向があり、注意が必要です。

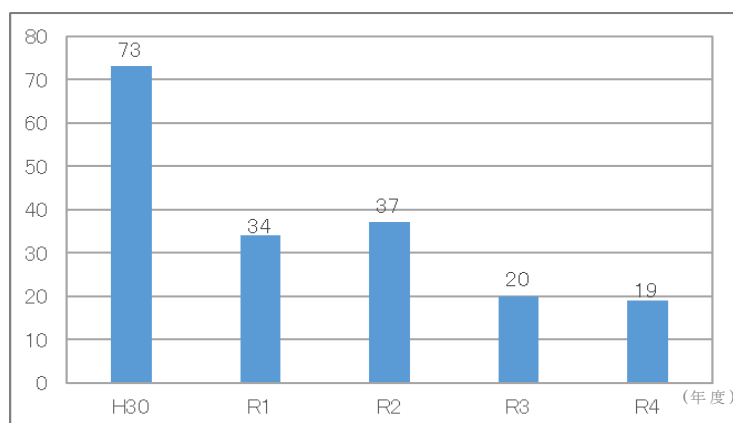
▼「ご近所の〇〇さんのお宅を修理している者です」と名乗って訪問して来た業者から無償点検を勧められ「この状態では次の台風が来たらご近所に屋根が落ちていくから危険だ」などと不安をあおられた。「今なら安くしておくから」とせかされ、高額な屋根の修繕工事を契約してしまった。(60代・男性)

▼ショッピングセンター内で実施していた無料住宅診断を申し込んだところ、家の雨どいに損傷があることが判明。火災保険を使っての無料修理の勧誘を受け、業者の指南通り過去の台風被害として保険申請をした。ところが、保険金が工事見積もり通りに下りない上、解約を申し出たところ、入金された保険金全額をキャンセル料として求められた。納得できない。(50代・女性)

自然災害を口実とした住宅修繕の契約では、不安につけ込まれる上、「無料」や「今だけお得に」など不意打ちの勧誘により、結果的には意に沿わない契約をしてしまいがちです。

修繕を検討する際は、複数の見積もりを取るなど契約内容をよく吟味して決めましょう。

もしも納得いかない契約をした場合は、クーリングオフで解決できる場合もあります。お早めに居住地の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた  
自然災害に関する年度別相談件数

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00（電話相談のみ）

消費者ホットライン：☎（局番なし）188番（いやや！）

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。